

○厚生労働省告示第九十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び12から14までの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数（平成十八年厚生労働省告示第四百一十一号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数

診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟は、別表の左欄に掲げる病院の一般病棟とし、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表4から6までに規定する厚生労働大臣が定める病院は、別表の左欄に掲げる病院とし、同告示別表12から14までに規定する当該病院ごとに厚生労働大臣が定める調整係数は、別表の右欄に掲げる調整係数とする。

